

『学びを継続するための緊急給付金』 申込受付について

～2022年1月募集～

「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」とは
新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少等により学生生活の継続が困難になっている学生に対し、現金給付を行う制度です。申請窓口は学校で、学校を通して日本学生支援機構に申込をします。

支給金額

一律 10万円

支給対象

国内の大学・専門学校等に在学してる人（留学生も可）で下記申込基準を満たす学生
※現金給付の対象は保護者ではなく 学生本人 です

申込基準

以下①もしくは②の学生が対象です。

①日本学生支援機構の給付奨学金受給者（12月時点で給付奨学金の振込があった人）

⇒2022年1月（日にち未定）に奨学金口座に現金が振り込まれます。

※今回申し込みの必要はありません。自動で全員採用されます。

※支援対象外で振込が0円の学生は、①の対象外となります。

②給付奨学金受給者以外で、次ページの推薦基準①～⑤を満たしている人

⇒下記申込方法を確認の上、期日までに申し込みをして下さい。

※推薦人数が決まっているので、希望者全員が採用されるわけではありません。

対象者の要件（申込基準）

家庭から自立しており、奨学金制度の利用やアルバイト等により学費を賄っていること
また、コロナ渦で、そのアルバイト収入が大幅に減少していること（※コロナ渦でアルバイト先に断られ現在バイト先が見つかっておらず経済的に困窮している学生も含みます）

申込方法

申込基準を確認の上、希望者は、下記申込希望フォームより希望の旨を送信して下さい。
送信した人は、年末年始の間に次ページの必要書類を全て揃えた上で、

年明けの申込期間内に申請書類を2階受付まで提出に来てください。

申込期間がすぎた場合、受付はできません。

【申込希望フォーム】

<https://forms.office.com/r/jnDeJ9Rmju>

送信期限：2022年1月5日（水）17時まで



【申込（書類提出）期間】

2022年1月7日（金）10時～17時

2022年1月11日（火）10時～17時

締切厳守

2022年1月12日（水）10時～17時

【書類提出先】

2階教務受付 奨学金担当 まで

★申込に必要な書類※★

- 学生支援緊急給付金申請書 （※添付資料を印刷して記入するかデータ入力したものを印刷し持参）
- 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書 （※原則印刷して手書き記入：署名は必ず手書きする）
- 学生本人の直近3ヶ月の預貯金通帳の写し
- 一人暮らし先の賃貸契約書の写しもしくは住民票の写しや公共料金の請求書
- 下記のことが分かるアルバイト先からの給与明細 ない場合は振込口座の預貯金通帳の写し
 ※2020年1月以降の2ヶ月分で減少が分かるものそして本年度も継続していることが分かるもの
 ※コロナの影響でアルバイト先に断られた等の理由でバイトにつけていない学生は、
 申請書の申し送り事項に詳細をしっかりと記入すること。
- （提出可能な方）保護者の方がコロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等
- （奨学生のみ）奨学生証のコピー
- （該当者のみ）民間等による支援制度の認定書

推薦基準

※原則、全て満たしていることが条件です※

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない（多額の仕送りとは授業料含め年間150万円以上を目安とする）
- ② 原則として自宅外で生活をしている（家賃の支払いが発生している）
 ※自宅通学の方でもご自身で全て学費・生活費を賄っている方は対象になる場合がありますので、ご相談ください
- ③ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加支援が期待できない
- ④ 新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入が下記1)～3)のいずれかの影響を受けている
 - 1) コロナ禍の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している
 ※アルバイトを始める予定だったがコロナの影響でアルバイト先が見つからなかった場合もOK
 - 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大幅に（前月比の50%以上減少）減少し、
 本年度になっても改善していないこと
 - 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず就学の継続が困難になっていること
 ※アルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、雇用主から休業手当が支払われる場合は、
 当該手当をアルバイト収入とみなします
- ⑤ 既存の奨学金制度等を活用しており、以下のいずれかを満たしていること
 - ・ 給付奨学金を現在申請中もしくは春に申込み予定もしくは申込みの上対象外（不採用）であった者で、
 現在第1種奨学金の最高月額を利用している人
 - ・ 要件を満たさないため給付奨学金又は第1種奨学金を利用できないが、第2種奨学金（有利子）の最高月額12
 万円を貸与もしくは、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用をしている人
 - ・ 留学生で、外国人留学生学習奨励費を利用している人

関連サイト

文部科学省関連ページ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00002.html



お問い合わせ先

● 学校担当窓口 福岡デザイン&テクノロジー専門学校 奨学金担当：江口・田中
 TEL 092-262-2143 受付時間：10時～17時